

相模原市告示第421号

富山県及び石川県に住所等を有する者に係る市税に関する申告等の期限
の延長についての告示で定める期日について

富山県及び石川県に住所等を有する者に係る市税に関する申告等の期限の延長に
ついて(令和6年相模原市告示第20号)の告示で定める期日は、次のとおりとする。

令和7年9月19日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号。以下「条例」という。)第7
条第1項の規定に基づき、富山県及び石川県に住所等を有する者に係る市税に関す
る申告等の期限の延長について(令和6年相模原市告示第20号)において別に告示
で定めることとされている期日のうち、令和6年1月1日に次に掲げる地域に住所
を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人に係るもので、地方税
法(昭和25年法律第226号)又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提
出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限が同日から
令和7年10月30日までの間に到来するものについては、同月31日とする。

都道府県名	地 域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町